

熊谷市誕生20周年記念ロゴマーク使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊谷市誕生20周年記念ロゴマーク（令和7年告示（乙）第35号。以下「ロゴマーク」という。）の市以外の者の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 何人もロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 熊谷市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、その使用が不適当であると認められるとき。

(使用承認申請等)

第3条 ロゴマークを使用する場合は、あらかじめロゴマーク使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに審査を行い、ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）又はロゴマーク使用（変更）不承認通知書（様式第3号）によって不承認を通知するものとする。

3 熊谷市のロゴマークに関する事務の所管部署以外の部署がロゴマークを使用する場合には、あらかじめロゴマーク使用届出書（様式第2号の2）を当該所管部署に提出するものとする。

(使用上の順守事項)

第4条 ロゴマークの使用に当たり、ロゴマークの使用承認を受けた者（以下「承認済者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用するとともに、デザインを改変して使用しないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 承認された用途のみに使用すること。
- (4) マーク・ロゴのデザインに関する著作権が熊谷市に帰属することを記すため、「©熊谷市」あるいは「©Kumagaya City」との表記を付すこと。

(承認内容の変更等)

第5条 承認済者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、ロゴマーク

使用変更申請書（様式第４号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２ 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに審査を行い、ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第２号）又はロゴマーク使用（変更）不承認通知書（様式第３号）により通知するものとする。

３ 承認済者は、変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（権利の設定の禁止）

第６条 意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第６条及び商標法（昭和３４年法律第１２７号）第５条に基づく権利の設定は、これをしてはならない。

（違反等に対する取扱い）

第７条 承認済者が、第４条に定める事項を遵守しなかった場合、又はその他この要綱に違反した場合は、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、承認済者はただちに、その請求等に従わなければならない。

２ 承認済者が、第４条に定める事項を遵守しなかった場合、又はその他この要綱に違反した場合は、その承認を取り消すものとする。この場合、当該者に損害が生じて、市長はその責めを負わない。

（争論等の解決）

第８条 ロゴマークの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、承認済者の責務において解決しなければならない。

（補則）

第９条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和７年 ２月２１日から施行する。